

# 一般社団法人パチンコ・トラスティ・ボード

## 有識者懇談会からのメッセージ Vol.5

### ◆ 始めに

1. 日本のパチンコホール業界とその遊技を楽しむユーザー(愛好者)を取り巻く環境は、ここ数年、大きく変化してきています。そして今後5年位の近い将来を含めると、革命的な環境変化が起きる可能性が高いと私達は考えています。
2. その理由については、後で記述することになりますが、そうした環境変化が起きる可能性に対し、これまで、有効な対応策が示されてきたとは思えません。そこで、以下、私達の考え方を申し上げますと共に、いくつか例示的な対応策の提案をさせていただきます。
3. パチンコホール業界やパチンコ・パチスロ遊技を楽しんでいるユーザー(愛好者)の皆様は、課題を提起することを通じて、より望ましい方向を考えるきっかけになればと希望すると共に、国民の皆様がこの業界に対してより一層理解を深めて戴くのに、少しでも役立つことが出来れば有り難いと考えています。

当懇談会によって立つ視点は、以下の3つです。

- (1) 健全な市民の価値観を踏まえ、ユーザー目線に立ちます。
- (2) パチンコゲームは、国民のささやかな娯楽として、行き過ぎた射幸性とは無縁な、健全な発展を望みます。
- (3) パチンコ業界は風営法に基づく営業として、監督官庁にのみ視線が向きがちでありました。今後は、監督官庁を含むパチンコ業界関係者全体が、社会、ユーザーが、パチンコに対して持っている疑問などに対して、説明責任を果たしていき、透明性を高めていくという姿勢が必要になっていくと考えております。

### ◆ 業界に、黒船来る

日本では、今、カジノ解禁がIR法制定という形で、準備され、本年中にも実現されようとしています。このことは、現在のパチンコホール業界にとっては、多くの側面で、正に、黒船来ると言うべき状況になると、私達は考えます。

### ◆ パチンコホール業界が、今、直面している問題点、課題

1. のめり込み問題(依存問題)への取り組み(現状把握と対策の検討)
2. パチンコ・パチスロ参加人口の長期漸減傾向の定着  
かつて3千万人いたと言われる参加人口が、昨年までに1150万人位まで減少しています、若年ユーザー(20~30代)の参加が明確に減少している現実とパチンコ店売上げでのヘビーユーザーへの偏り傾向が顕著となっていること。
3. 所謂、換金やその仕組みが、不透明であるとの印象があること。  
当業界によれば、所謂、三店方式について、いまだに、大多数のホール企業は守れていないと聞いております。

### ◆ カジノ日本上陸により、新たに加わってくる課題

カジノが日本で解禁されると、否応無しに、パチンコ遊技はカジノと比較され、その法規制の違いをはじめ、あらゆる側面から、パチンコ遊技が今日まで抱えてきた問題点、課題などが、白日の下にさらされる可能性があります。曖昧さが許されない状況やそれによって明るみに出た問題点を糾弾するような世論が形成されることもあり得ます。例えば、

- ① 法的規制の違いからパチンコホールの現状を改善せよ(店舗経営者及び従業員の資格要件を今迄以上に厳しく問うことなど)との要望等が顕在化する可能性があります。
- ② のめり込み対策始め、弊害を防止する対策の不足を指摘されることも同様です。
- ③ 所謂、換金やその仕組みが不透明であるとの印象があることへの指摘が、今迄以上に厳しくなることは間違いありません。

\*メッセージ末に記載の参考資料「[カジノとパチンコに対する規制の比較表](#)」をご覧ください。

## ◆ 今後の展望と将来の望ましい姿

これまで述べてきたことから、私達が討議し意見集約したことは、次のようなものです。

- \* パチンコホール業界が、今のまま、何も変わらずに継続していくことは、ほぼあり得ないだろうと考えています。つまり、今のまま、大枠として、何も変わらないでいたとしたら、業界は恐らく衰退し、最悪のケースでは、消滅することもあり得るのではないかと危惧しております。
- \* そのための対応策はあるのでしょうか？ 対策は一つではないでしょうし、また、多面的に捉えていくことも必要かと思えます。今後、考えていくべき展望として、私達は、結局、三つの方向性のシナリオに絞られていくのではないかと考えます。
- \* シナリオ 1 パチンコ遊技は大衆娯楽であり、賭博ではないとして、賭博性を一切排除する方向に徹し、換金は無しとして景品交換所や専門の間屋は認めないという方向で、一般景品による営業のみとなるシナリオです。
- \* シナリオ 2 パチンコ遊技は、一般の国民から見ると、実際には賭博に近いと思われるので、私達は理解していますが、60有余年にわたる大衆娯楽としての実績、歴史があるのも事実です。  
カジノと比較される時期が来たとしても、いわゆる、三店方式が大勢において守られていないと聞く現状を根本的に改め、三店方式を厳格に守り、換金を求める割合を引き下げる工夫に取り組み、順法精神に則った産業として存続していけるように、関係者が協力していくとのシナリオです。
- \* シナリオ 3 日本でカジノが定着し、国民の賭博に対する考え方が、将来、容認の方向に大きく変化した場合に、現行の風適法の規制から離れて、より厳しい条件の下、パチンコ遊技の換金化を模索する方向性のシナリオです。
  - ①カジノ関連の法律の下で、換金有りの遊技 と
  - ②その法律外の換金無しの遊技 の2つが出来ることもあり得るでしょう。

## ◆ 終わりに 締めくくりの言葉

パチンコホール業界は、これまでの長い間浸かっていた慣行から脱却して、新しい時代に立ち向かっていく決心を持つことが必要であり、業界一丸となって、新しい方向を模索し、課題を解決していく実行力が求められていると私達は考えます。

更に、こういう時代になると、国民的な議論の場に引き出され、業界のことについて、徹底的に論議されることもあり得ると覚悟しなければならないでしょう。

こうした変革はホール業界だけで解決出来ることではありません。

パチンコ機械メーカー業界では、射幸性を煽る遊技機の過剰な開発競争と頻繁な遊技機の入替え競争にホール企業を追い込む営業政策の是正を図る必要があります。有名な芸能人の映像や漫画、アニメキャラクターを使い（ゲームやアニメに用いられている画面転換やイメージ加工技術等をふんだんに盛り込んだ）、一昔前よりも非常に高価な新製品を販売し、ホール企業の経営を圧迫している状況が最近になって見られましたが、そうした状況も是正してもらいたいと私達は願っています。

パチンコ機械メーカーもホール企業と協力して、業界の問題解決に積極的に取り組み、現実的に目に見える具体的な成果を積み上げていくことが急務であり、残された時間は余り無いのではないかと私達は感じています。

パチンコ業界が、これまでの「メッセージ」の中で、述べているような諸点を着実に実現し、それによって、日本の社会全体がパチンコ業界に対する認識を改善してくれることを、私達は深く望んでおります。

日本が培ってきた健全でやさやかな娯楽としてのパチンコ遊技を、是非とも再構築して、日本になくってはならない産業の一つとして、存続していけるよう強く要望しております。

さて、一方、PTB 社員会社(株)ニラクの親会社である(株)ニラク・ジー・シー・ホールディングスが、本年 4 月 8 日付で香港証券市場に株式上場を実現、2012 年の同社員会社(株)ダイナムの親会社(株)ダイナムジャパンホールディングスに続くものであり、外国でパチンコ業界の評価が一層高まったということの一つの表れであります。

PTB「評価委員会」が、メンバー各社に対して、年 1 回の「評価調査」を実施することを通じて、ホール経営企業の経営体制の強化、改善、透明化のための努力を重ね、顕著な経営品質の確立に寄与\*しておりますが、これも上記の香港での株式上場に貢献したと考えます。これらの出来事は、ホール業界で働く人々に、明るい希望・未来の一側面を見せてくれたものと評価しております。

以上

\* 第7回「PTB評価調査」では、実施対象社員会社3社の平均格付は10分野（96項目）すべてで、A（上場企業レベル 点数3）となっており、上場企業レベルのガバナンス、コンプライアンスの経営品質を達成しています。

平成27年8月吉日

## 一般社団法人パチンコ・トラスティ・ボード 有識者懇談会委員

- 【座長】 和田 裕 (株)日本イノベーション代表取締役社長（元シャープ(株)代表取締役副社長）
- 【副座長】 岩崎 秀雄 ネットプレス(株)代表取締役社長（元日刊工業新聞論説委員）
- 【委員】 川上 隆朗 元インドネシア大使
- 黒瀬 直宏 嘉悦大学ビジネス創造学部教授
- 永井 猛 早稲田大学ビジネススクール教授(大学院商学研究科)
- 牛島 憲明 牛島コンサルタント事務所（元株式会社東京証券取引所上場審査部長  
元株式会社ジャスダック取締役兼執行役員）
- 島田 尚信 U Aゼンセン 副会長
- 三堀 清 弁護士（三堀法律事務所）

## 一般社団法人 パチンコ・トラスティ・ボード

代表理事 佐藤 公平 理事（事務局）丸山 正博  
〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-4 プレリー銀座ビル5F  
TEL：03-3538-0091 FAX：03-3538-0094  
URL：http://www.ptb.or.jp E-mail：info@ptb.or.jp

### 参考資料 「カジノとパチンコに対する規制の比較表」

（出典 有識者懇談会委員、弁護士 三堀 清 氏）

カジノに対する規制	パチンコに対する規制
1.カジノを含むIRの実現、実施に関する基本的な考え方	
IRは観光振興、地域振興に資する成長戦略のツール。	このような公益性は期待されていない。
カジノ・エンターテインメントを、適切に管理する事により健全、安心、安全な成人の娯楽の場を提供する。	善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する（法1条）。
IRの設置総数、設置区域は限定し、慎重かつ段階的な導入をはかる。全国津々浦々に設置すべき施設ではないことを前提とする。地方公共団体の申請に基づき国がIRの設置区域・地点を指定する。	営業制限区域の定め（法4条2項2号）があるだけで、原則自由。
カジノの施行は民設民営を基本とし、区域指定を受けた地方公共団体が民間事業者を選定する。選定された事業者は、別途、国から免許を取得する必要がある。	地方公共団体による「選定」というプロセスはない。都道府県の公安委員会から風俗営業の許可を取得する必要がある。（法3条）
規制と監視のための規制機関(カジノ管理委員会)を設ける。	公安委員会（実質は警察）の規制を受ける。
国民の懸念を払拭し、国民の理解と支持を得られる制度構築を図る。	このような考え方はない。

2. IR 実施法制定に向けての基本的な考え方	
観光振興と国・地方の活性化、財政への寄与を目的とする。	このような公益的な目的は想定されていない。
特定複合観光施設と特定観光複合区域の指定。 カジノは、国から指定を受けた上記区域内でのみ設置できる。	営業制限区域の定め（法 4 条 2 項 2 号）があるだけで原則自由。
特定複合観光施設区域の数と指定の在り方。 カジノ施行の安全性、安定性、健全性を担保し、設置される区域総数及び施設総数を限定する。	同上
地方公共団体により民間事業者の選定。 設置の条件に関する地方公共団体と民間事業者との協定は国の規制機関の認証を必要とする。	地方公共団体による選定というプロセスはない。
国際基準と同等の書式、手続きに基づき、カジノ管理委員会の背面調査、審査を受ける。	風俗営業の許可及び変更承認の際に一定の審査があるが、国際基準ではないローカルルールに基づくもの
5%以上の有効議決権を有する主要株主、経営者、主要管理職、直接的・間接的にゲームの運営に関与する職員も同様の審査を受ける。	このような制度はない。
欠格要件と適格要件を定義する。	風俗営業者、役員及び管理者について欠格事由が定められているだけである。
違法行為等の場合には取り消す。	指示処分、風俗営業の許可の取り消し又は営業の停止が定められている。
査察官制度を設け、特別司法警察官としての権限を与える。	公安委員会の報告を聴取、警察職員の立ち入りが認められている。
施行に使用する関連機械、システム、器具等の製造業者、施行に係わるサービス提供事業者も免許の対象とする。施行に使用する機械、システム器具等は全て認証の対象とする。	このような制度はない。 遊技機について認定、型式の検定制度があるだけである。
運営に関するあらゆる行為は規制と認証の対象とする。	このような制度はない。
施行に伴う納付金等及びその使途。 施行者勝分売り上げの一定率を国に納付する。	同上
入場料を賦課できるものとする。	同上
3. 社会的関心事への対応	
暴力団組織の介入や犯罪の温床になること等を断固、排除する。入場者全員の本人確認を義務付ける	このような制度はない。
マネーロンダリング(資金洗浄)を防止する。	同上
地域風俗環境悪化、公序良俗の乱れを防止する。	遊技機の性能の規制、遊技料金、賞品の提供方法の規制、遊技場経営者の禁止行為、広告宣伝規制等による。
青少年への悪影響を防止する。	年少者の立ち入らせ禁止（法 22 条 5 号）等による。
賭博依存症患者の増大を防止し、その対策のための機関を創設する。社会的セーフティネットとして、公営賭博分野を含めた調査と実態の把握、依存症問題対応のための国の機関を創設する。その財源にはカジノからの納付金収益の一部を充てる。予防措置として、自己排除プログラム並びに家族強制排除プログラムの導入を積極的に検討する。	このような制度はない。